

平成29年11月定例教育委員会

日時 平成29年11月22日（水）
午前11時00分～

○中島委員長

ご起立ください。ただいまから平成29年11月定例教育委員会を開催します。よろしくお願いいたします。それでは、教育総務課長より、日程説明をお願いします。

1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案2件、報告事項11件、計13件となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

教育長から、一般報告及び議案の概要説明をお願いします。

○山本教育長

まず一般報告をさせていただきます。お手元に一覧をお配りしておりますが、ご覧のとおり、各学校の周年事業や、全国、中国地区でのブロック協議等、様々な行事がありました。委員の皆様方にも色々とお出席していただいたことに感謝申し上げます。

10月26日には、いじめ・不登校対策本部会議を開催し、当日に文部科学省から出された児童生徒の問題行動調査・不登校調査の結果への対応についての協議を行いました。詳細な内容については、後程の報告事項の中で説明させていただきますが、これまで進めてきた様々な施策が実際に現場で徹底されているのかといったことが議論の中心となり、より徹底できる仕掛けを考えていく必要があるという議論がありました。

10月27日には、新しい動きとなるのですが、障がい者の社会参画支援における「ごうぎん」との提携の包括協定の調印を行いました。これまでも障がい者の社会参画支援については色々取り組んで来ているところですが、山陰合同銀行は県内取引先の企業が多く、そうした企業に対して障がい者の雇用についての働きかけや情報の共有をしたり、新たに「チャレンジドとっとり」という会社を作って障がい者を雇用するような動きをしたりしていますので、そこでインターンシップや職場実習を受け入れたりしていただくことについて、知事と山陰合同銀行の頭取との三者で協定を結びました。

10月30日には、例年実施している小・中学校の校長会との意見交換会を実施し、現場との忌憚ない意見交換をいたしました。特に校長先生方の関心が高いのは、大量退職、大量採用の時代を迎えている状況で、良い教員をしっかりと採用するための採用試験についてのことや、育成のための研修、評価の在り方についてのことで、しっかりと進めてほしいという話がありました。引き続き、意見交換もしながら進めていきたいと考えています。

11月1日には、市町村の教育委員会との連絡協議会を開催し、来年度の予算編成の中で検討している内容について説明しながら、意見交換を行いました。市町村教育委員会の皆様方は、働き方改革をどう進めていくか、特に部活動をどうするかということに大きな関心を持っておられました。また、先般の総合教育会議でデータを示した市町村別の学力・学習状況調査についての様々な意見や今後の施策についての意見がありました。そうした内容について、今後も連携しながらスピード感を持って対応していく必要があると感じたところです。

11月14日には、委員長にもご出席いただき、昨年度の決算に係る定期監査結果の報告を受けました。教育委員会関係では、財務の関係で若干の不利がありました。他に指摘事項として、現在実施している高等学校での県外募集について、しっかりと環境整備をして積極的に取り組んでいくべきだという指摘をいただいております。魅力づくりについてもしっかりと進める必要がありますし、県外から安心して鳥取に来てもらえるような環境づくりを進めていくことは必要だと思っておりますので、こうした指摘も踏まえて取り組んでいきたいと考えております。

11月16日には、鳥取県とジャマイカ・ウエストモアランド県の青少年交流事業の報告会がありました。昨年3月に、これまでのジャマイカと陸上競技のキャンプ等での縁もあり、鳥取県とジャマイカのウエストモアランド県で姉妹提携を結んだところですが、その事業の1つとして、県内の高校生10名がジャマイカを訪問し、その結果を報告してくれました。10名のうち5名は八頭高校の書道部の生徒で、現地において袴姿で書道パフォーマンスを行うなど文化交流を行い、5名は農業を学んでいる生徒で、現地の高校生と農業技術の交流を行ったとのことでした。それぞれ、片言の英語ながらも、気持ちで通じるし、向こうの方も理解しようと努めてくれることで通じたという体験をして、もう少し英語を勉強したらもっと通じ合えると肌身に感じるなど、一回り成長して帰ってきたようでした。先般、鳥取がオリンピックの際のジャマイカのキャンプ地に決定したこともあり、今後はそうした面での交流等も進めていく必要があるのではないかと考えています。一般報告は以上です。

本日は2件の議案をお願いしております。議案第1号は、平成29年度末の公立学校の教職員人事異動方針等についてで、年度末の異動に係る教育委員会としての方針、取扱要領について審議をお願いしたいと存じます。議案第2号は、鳥取県文化財保護審議会への諮問についてで、毎月のように次々と案件をお願いしているところですが、この度も保護文化財2件を指定文化財に指定することについての諮問を行うことについて、審議をお願いしたいと存じます。私からは以上です。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

3 議 事

(1) 議 案

○中島委員長

それでは、議題に入ります。本日の署名委員は坂本委員と佐伯委員をお願いいたします。議案第1号について、説明をお願いします。

議案第1号 平成29年度末公立学校教職員人事異動方針等について

○足羽参事監兼教育人材開発課長

議案第1号、平成29年度末の公立学校教職員の人事異動方針等について、ご審議をお願いします。配布している資料の1頁目に大きな枠組としての異動方針を、2頁目から県立学校の取扱要領を、4頁から小・中・義務教育・特別支援学校の取扱要領を記載しており、細部の内容は取扱要領で規定をしております。6頁には昨年度との新旧対照表を記載しております。

昨年度からの大きな変更点は3点です。1点目は、来年度から鳥取市で義務教育学校が3校設置されることに伴う変更です。湖南学園、福部未来学園、鹿野学園の3校が義務教育学校となります。条例改正も行われております。これに伴い、人事異動方針、取扱要領の中に、義務教育学校という校種を含めたというものです。

2点目は、県立学校の人事異動取扱要領において、今年度、高等学校課で、重点校施策を明確に打ち出し、学校の特色化、魅力化のより一層の推進を図るようにしたことに伴い、2(2)の教職員の人事で考慮する事項の中に、「学校の特色等を考慮し」と記載を加え、学校の特色化につながるような人事異動にも努めることを明確にしたというものです。

3点目は、県立学校、小・中・義務教育・特別支援学校の人事異動取扱要領についてです。エキスパート教員認定制度がスタートして数年経過する中で、教員を認定しても、すぐに異動してしまうというケースがこれまでに何件かあったのですが、本人の力をその学校にも還元し、そして全県的に広めていくようにしたいということから、異動の際の配慮事項に、エキスパート教員の異動についての記載を追加したというものです。以上です。

○中島委員長

いかがでしょうか。

これまでにしっかりと議論したものですし、現状をしっかりと反映したものですので、問題ないと思います。原案のとおりでよろしいでしょうか。(同意の声。)

では、第1号については、原案のとおり決定といたします。

議案第2号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中島委員長

続いて、議案第2号をお願いします。

○片山文化財課長

議案第2号、鳥取県文化財保護審議会への諮問について審議をお願いします。1点目は、保護文化財の「北川家文書」です。北川家というのは、中世に因幡国を治めていた在地領主家の一つで、文書は七つの文書が太巻きの軸装1巻に仕立てられたものです。因幡の守護職だった山名家代々から北川家にあてた文書で、それぞれの文書で、働きに対する感謝等が記載されていることです。当時の因幡国の政治状況等を知るために貴重な資料であり、県指定に向けて諮問するものです。

2番目は、保護文化財の「近藤家住宅」です。日野町根雨の宿場町にある旧家で、「備後屋」と呼ばれており、日野地域の大家屋を務め、江戸時代中期以降には製鉄もしておられました。根雨の中心を通る出雲街道に面して主屋、内蔵と長大な塀を立てておられ、敷地内には近代のものと思われる離れ座敷や茶室、土蔵等のある大きな家です。江戸末期の町屋と近代の屋敷とが一体となった上質な建築物であり、日野郡の製鉄業の歴史を物語る、歴史的に非常に高い価値を有するものということで、県指定に向けて諮問するものです。

○若原委員

近藤家住宅には、現在は人が住んでおられるのでしょうか。

○片山文化財課長

ご当主の方が一時離れておられたのですが、最近は戻られており、完全に空き家という状況ではないです。

○若原委員

同じくたたら製鉄で財をなされた伯耆町の矢田貝家住宅には、現在は誰も住んでおられないですよ。

○片山文化財課長

矢田貝家は、現在は色々な活用をしておられ、飲食店が入ったりしており、使ってみせるといふ方向にあります。近藤家の場合は、当主がお住まいのため、これまでのところは積極的に公開することはなかったのですが、指定を機に、日野町役場と今後の活用について話し合いをされていると聞いております。

○中島委員長

北川家文書について、資料の写真の中で、文書の中に赤線があるのは何でしょうか。

○片山文化財課長

資料のうち、内側に貼ってあるのが、実際に山名代々からいただいた書状そのもので、周囲に記載があるのが、巻紙を作成する際に記載されたものです。江戸時代ごろに、このように書状の周囲に注釈を加えて巻物に仕立てたのではないかとされており、その辺りも合わせて調査したいと考えております。

○坂本委員

こういった文書は、私たちではなかなか読めないのですが、今後保護、保存していく中で、読めるように訳して残しておくということは、作業量がかなりあることを考えると、難しいのでしょうか。

○片山文化財課長

こうした文書の調査を行う中で、書き下しの文章がありますので、私たちはそれで読むことができます。また、県史においても県内にある古文書の読解がかなり進んでおり、そこでも残していくようになっています。

○中島委員長

よろしいでしょうか。（賛同の声）

では、議案第2号についても、原案どおり決定いたします。

(2) 報告事項

○中島委員長

続いて報告事項に移ります。初めに事務局からまとめて説明していただき、その後に質問をするという形で進めたいと思います。報告事項アからオとサについて説明をお願いします。

報告事項ア 平成29年度第2回鳥取県教職員育成協議会の概要について

○小林教育センター所長

報告事項ア、平成29年度第2回鳥取県教職員育成協議会の概要について、教育人材開発課及び教育センターから報告させていただきます。10月5日に協議会を開催し、最初に事務局から教職員の育成指標の案、それを踏まえた研修体系の案について説明し、それに対して委員の皆さんから様々な角度からのご意見をいただく形で実施しました。まず、教職員の育成指標について教育人材開発課から説明し、研修体系について、教育センターから説明させていただきます。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

教職員の育成指標については、1回目の協議会でいただいた意見を反映し、内容を修正したものをお示して説明いたしました。配布している資料の3、4頁目の資料です。これに対して委員の方から、細部にわたって色々なご意見をいただきました。資料の2頁目の上部に記載しております。主な意見と今後の対応案を報告させていただきます。教員の指標について、児童生徒理解・指導の中で進路指導の項目が教育相談と同じ欄に記載されていることについて、進路の選択は大きな人生設計の中で進学、就職といった選択をするものであるため、キャリア教育の中に含めたほうが良いという意見をいただきましたので、次回に向けて、進路指導はキャリア教育の中で整理をしたいと考えております。地域やふるさとへの愛着指導という観点も盛り込むことが必要ではないかという意見をいただきましたので、児童生徒理解・指導のキャリア教育の中に加えていきたいと考えております。いじめ・不登校対策について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった、関係機関、関係者との連携を密にする視点もしっかりと記載した方がよいというご意見をいただきましたので、こちらを追加を考えていきます。また、教員の資質的な部分となりますが、コンプライアンスの遵守も必要な素養であるというご意見をいただきました。教職員の基本的な姿勢という観点か、学校安全への対応という観点か、整理は任せると言われましたが、項目を整理して次回に向けて追加して進めていこうと考えております。委員の皆さんからは、大きな流れや作りについては特段の異論はなく、実際に盛り込む必要のある要素について、建設的なご意見を多数いただきました。指標に関しては以上です。

○小林教育センター所長

研修体系については、配布資料の5頁以降の資料をお示しして説明し、意見をいただきました。5頁の研修体系の概要については、特にミドルリーダーをキーワードに、早めに次世代の中核となる教職員の育成を図っていきたいという説明をいたしました。教職員のステージを第1期、第2期、第3期と分けて考えており、第1回の協議会で第3期が長すぎるという意見をいただいたことも踏まえ、一つの節目として16年目研修を新たに設け、それ以降はマネジメント能力の充実に向けて管理職の視点を踏まえた研修を入れていきたいという説明をしております。

6頁から8頁の悉皆で実施する基本研修の案については、回数とステージの中の主な項目をお示しして説明しました。回数について、学校現場や各市町村から、研修の回数が少し多過ぎて学校が大変だというご意見があり、基本研修の回数を減らす方向で考えているということをお話ししました。また、これまで実施していたキャリアデザイン研修をやめて、より早い時期に16年目研修を実施するという説明をいたしました。

10、11頁の教職員の年齢構成表も見ていただきました。資料をご覧くださいと、小中学校、特別支援学校で50代の教員が他の世代よりも多く、1つの山になっており、高等学校では40から50代の教員が多くなっております。今後、早めに人材育成、中核となる教員の育成を実施する必要があると状況だということも説明しております。そういう状況の中で指標を作成するのだから、しっかりと指標を踏まえた研修を実施し、ステップアップできるようにする必要があるという意見や、県の教育センターで実施するものが育成の全てではないので学校現場や市町村教育委員会と一体となった研修を実施する必要があるという意見をいただきました。また、現在、「学び続ける教諭」というのが一つキーワードになっている中で、どの教諭がどの研修を受講したかという履歴が見えない状況ですので、今後は残して見ることができるようシステムにしていくことも大切だという意見をいただきました。こうしたご意見を踏まえて、11月30日に第3回の協議会を開催し、改めて今回の協議会の内容について検討し、修正した案をお示しし、それについてご意見をいただくようにしているところです。以上です。

報告事項イ 平成29年度鳥取県コミュニティ・スクール推進研修会について

○音田小中学校課長

報告事項イ、平成29年度鳥取県コミュニティ・スクール推進研修会について、報告させていただきます。11月10日に、学校が地域と一体となって、子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の推進に向けて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の在り方や総合的な推進方針の講演、効果的な取組事例の発表等を通して、各市町村での効果的な制度の円滑な導入や、取組の充実に資することを目的に実施しました。

今回は、文部科学省から初等中等教育局参事官をお招きし、教職員、保護者、地域住民、学校運営協議会関係者、教育委員会関係者、地域コーディネーター、学校支援ボランティア、PTA等、非常に幅広い分野の方に呼びかけをして参加していただきました。まずは行政説明において制度の狙いやメリット、教育振興基本計画等での位置付けや導入の手順等について説明し、その後の実践発表で、導入に踏み切った鳥取市教育委員会の経緯や委員の構成について、既に長年実施している南部町の学校長からは議等の事例等について発表していただきました。現在は倉吉市と南部町の全小学校で制度が導入されており、他の市町村では導入の促進中、検討中という状況ですので、その市町村に向けて情報発信をしたところです。参加者の感想等は配布の資料に記載しておりますが、色々な説明や導入の経緯、メリット等についての話、事例発表等も含めて、色々なことを整理できたという声が多かったです。

また、本日の資料に別添で配布しておりますが、今月、各市町村教育委員会、学校に向けて、コミュニティ・スクールについての詳しいパンフレットを作成し、配布しております。特に、平成17年に国から導入に向けての呼びかけがあった際に、法律の中に、協議会が教職員の任用に関して意見を述べられるという表現があつてそれについての誤解があり、市町村や学校での導入に抵抗感が強い状況がありましたので、この意見というのは、あくまでも市町村教育委員会の規則に定める事項についてのことで、個別の異動に対して意見するものではないということをしっ

かりと現場に理解していただけるようにしております。現在は地域とともにある学校づくりが必要な時期で、県立学校でも協議会の設置が努力義務となっている状況でもあり、こうして促進しているところです。以上です。

報告事項ウ 平成30年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について

○徳田高等学校課長

報告事項ウ、平成30年度の鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について、報告させていただきます。資料に添付している実施要項を作成し、10月から11月の中旬にかけて県の東、中、西部で説明会を開催したところです。

入試の日程については、推薦入学者選抜を2月9日、一般入学者選抜を3月6、7日に実施することとしており、例年と大きな変更はありません。内容についても大きな変更はありませんが、資料の3頁の新旧対照表に記載しているとおり、5つの項目について変更しております。

1つ目は、配慮事項に関する申請書の名称を、よりわかりやすくするために変更しております。2つ目は、県外志願者の出願要件について、周知を図るために出願要件をホームページに掲載するように変更し、記載を加えております。3点目は、志願書について、誤使用防止のために年度を入れるようにした等の変更をしております。4点目は、再募集を実施する学校において学力検査の成績等を活用するために高校間での書類のやり取りを行う際に、個人情報流出の防止と円滑な書類提出を図るため、パスワード等を設定する旨を記載し、徹底を図るように変更しております。5点目は、表紙の裏面に入試関係日程の一覧表を新たに提示しております。

この実施要項は県のホームページでも公開をしており、広く周知を図っております。この実施要項に基づき、今年度の入試においても、中学生たちの力をより発揮できるように実施して参りたいと思っております。以上です。

報告事項エ 平成29年度10月末児童生徒の問題行動・不登校等の状況について

報告事項オ 平成29年度第2回いじめ・不登校対策本部会議、いじめ問題対策連絡協議会の概要について

○三橋いじめ・不登校等対策センター長

報告事項のエとオについて、内容が関連しますので、合わせて報告させていただきたいと思っております。

初めに報告事項オから説明させていただきます。先日開催したいじめ・不登校対策本部会議といじめ問題対策連絡協議会の概要について報告するものです。

会議の概要の説明の前に、その会議で使用した、10月26日に公表された平成28年度児童生徒の問題行動・不登校調査の概要を簡単に説明させていただきたいと思っております。平成28年度のいじめの状況については、小、中、高等学校において昨年度よりいじめの認知件数が増加しており、積極的な認知が進んでいると考えております。一方で、千人当たりの認知件数は全国平均を大きく下回っており、1年間全くいじめを認知しなかった学校も全体の4分の1程度ある状況で、積極的な認知に向けては今後も更なる取組が必要だと考えております。不登校の状況については、昨年度と比較して、不登校の生徒数は小学校ではほぼ同じで、中学校、高等学校で増加しており、出現率は小、中、高等学校でいずれも全国平均を上回っております。データを分析すると、前年度は不登校ではなかったものの、新たにその年度に不登校になっている生徒が、中学

校の今年度の不登校の生徒の40%を占めておりました。今後、新規の不登校を生まない取組を進めていくことが大事だと考えております。暴力行為については、小、中学校で共に前年度を上回り、平成24年度以降最多となっております。これは全国的にも同様の傾向があり、いじめと同じく、積極的に認知を進めていく中で報告も増加しているというもので、特に生徒間での暴力が増加していると考えられます。

10月26日に第2回はいじめ・不登校対策本部会議を開催し、この調査結果を受けての協議を行い、大きく2点について、ご意見をいただきました。1点目は、各地域、学校で成果が上がっている取組を広く周知していく必要があるということです。2点目は、新規の不登校を生まない取組を重点的に行っていく必要があるということで、子どもたちの生活適応力をしっかりと付けていく、支援会議を核にした学校での組織的対応のシステムづくりを進めていくこと等、ご意見をいただきました。

11月20日には、第2回はいじめ問題対策連絡協議会を開催し、市町村、学校等の関係者に出席していただき、3つの部会に分かれていじめ対策についてのご意見をいただきました。第1部会では、いじめの認知を更に進めていくための取組について、第2部会では、アプリやSNSを活用したいじめ相談の検討について、第3部会では、重大事態を未然に防ぐためのいじめの認知等、学校の対応についてのご意見をいただき、配布の資料に記載しているようなご意見をいただきました。

続いて、報告事項エ、平成29年度の10月末段階での問題行動の状況について報告させていただきます。配布した資料に、昨年度と今年度の10月時点のものを並べて記載しております。いじめの認知件数については、昨年に比べて小学校で約2倍、中学校で約1.6倍となっており、7月末にいじめの防止等のための基本的方針を改訂し、学校に周知した結果ではないかと考えております。一方で、先程もありましたが、10月末で、いじめを全く認知していない学校もまだあるという状況です。不登校については、昨年に比べて、小学校で10人、中学校で5人の減となっております。対策本部会議で意見をいただいたように、支援会議の充実等を図ることで、新規の不登校を生まない取組を更に進めていきたいと考えております。以上です。

報告事項サ 県内文化財の新規国選定等について

○片山文化財課長

報告事項サ、県内文化財の新規国選定等について、11月17日に国の文化審議会から答申があり、県内の3点の文化財等が選定、指定されることとなりましたので、報告いたします。

1件目は、智頭の林業景観です。これは重要文化的景観として選定されたもので、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土より形成された景観地で、人間の生活の中で手を加えた景観がそのまま生活に取り込まれ、残って受け継がれているものを今後も伝えていくという趣旨で選定されたものです。智頭については林業という切り口で選定されたもので、国内でも初めての例だということです。詳細は配布している資料の2、3頁に記載しておりますが、智頭宿、芦津集落、東山の範囲が選定されました。

2件目は、津和野藩主亀井家墓所附亀井茲矩（これのり）墓です。亀井家墓所は津和野にあるのですが、亀井家の初代となる亀井茲矩の墓は鹿野にあり、津和野にあるものと合わせて、国指定の文化財として指定されました。

3件目は、三徳山の追加指定です。三徳山は昭和9年に国の名勝に指定されており、歴史が古いのですが、当時はまだ民有地で農地として使われていた場所がいくつかあり、虫食いのように未指定の部分が残っている状況でした。それから、長い時間をかけて地主の了解等により、状況が変わってきた部分から順次、追加指定を実施しているもので、配布資料の7頁にあるとおり、地図を赤く囲っている部分を追加で指定するものです。以上です。

○中島委員長

ありがとうございます。報告事項アについて、質問等がありますでしょうか。

コンプライアンスに関する記述も指標に加えてはどうかという意見があったとのことですが、既に素養の倫理観・協調性の項目の中に同じような内容の指標があるので、ここに若干の追記をすればいいのかと思うのですが、それでは足りないということでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

委員長のおっしゃるように、校長としての資質の向上に関する指標には倫理観・協調性の項目として記載があるのですが、一方で教員としての資質の向上に関する指標では、同様の項目が自覚、協調性という項目として整理しており、コンプライアンス等の倫理観についての記載がありませんので、その部分での整理が必要ではないかというものです。

○中島委員長

教職員研修体系の概要の中で、16年目研修が新設されるのはすばらしいことだと思うのですが、16年目の教職員は40歳前後の方が多く、そのくらいの年齢は、ようやくプロになって、これから、という段階だと思います。そこでどういう研修を実施して、以降のキャリアをどう刻んでいくかということは、とても重要な要素だと思います。悉皆の研修だけでなく、色々な形でそれぞれの教職員のイメージに合った研修ができるよう、検討していただきたいと思います。

○小林教育センター所長

こちらもそのように考えておまして、基本研修だけではなく、職務研修や専門研修を実施するように考えており、その中でそれぞれに合った研修ができるようにしたいと考えております。年数を重ねて中核になっていくと、教務主任といった役割がついたり、業務を担当したりするようになりますので、そこで職務研修等を受けられて、更にその力を伸ばしていくようにしたいと思います。研修全体を通して、学校現場、地教委も一緒になって人材育成をしていくようにしたいと考えています。

○中島委員長

わかりました。

報告事項イについてはいかがでしょうか。

○鱸委員

コミュニティ・スクールについて、地域コーディネーターというのは、具体的にはどういった方がされるのでしょうか。児童民生委員のような、専門的な方がされるのでしょうか。

○音田小中学校課長

色々な方がされています。民生委員の方がされているケースもありますし、他にはPTA役員のOBの方や、公民館に関係されていた方もいらっしゃいます。

○鱸委員

特別に、何かをコーディネートするための専門的なものではなく、色々な経験をお持ちの方を大きくコーディネーターとまとめているということですね。

○音田小中学校課長

はい、そうです。各学校の協議会に、そういう方を置く形になります。

○鱸委員

分かりました。

○中島委員

報告事項ウについてはいかがでしょうか。

○佐伯委員

高校の入学試験で、インフルエンザにかかった生徒は、別室で受検できるという対応はしているものの、その日に受けられなかったらもう受検することができないとお聞きしていますが、これまでにそういった理由で受検できなかった生徒はいらっしゃるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

今までは無いです。

○徳田高等学校課長

インフルエンザへの対応については、現在検討しているところです。今年度の試験はこれまでと同様の対応としますが、来年度以降どうするか、引き続き検討し、相談させていただきます。

○佐伯委員

分かりました。

○中島委員長

細かいことになるのですが、志願書から生年月日の昭和の記載を削除すると、例えば鳥取緑風高校を年配の方が受検される場合での不具合、デメリットは無いでしょうか。昭和生まれの方でも受検できるというメッセージが消えてしまうと思うのですが、志願書はそもそも受検する気持ちになってから記載するものなので、大丈夫ということですね。

○徳田高等学校課長

受検される可能性はあると思うのですが、その場合には自分で昭和と記載していただくと考えております。

○若原委員

従来の特別措置願の名称を、配慮申請書に変更したというのは、障がい者差別解消法への対応の一環でこのようにされたということでしょうか。

○徳田高等学校課長

障がい者差別解消法への対応というよりも、受検者により分かりやすくするという部分で名称を変更しております。

○中島委員長

報告事項エとオについては、いかがでしょうか。

○鱸委員

報告事項オについて、いじめ・不登校対策本部会議の出席者の中に、医療関係者は入っていますか。特に児童精神的な分野の専門家は誰か入っているのでしょうか。

○三橋いじめ・不登校等対策センター長

対策本部会議は、教育委員会の各課長で実施している会議ですので、医療関係の方は入っていません。

○鱸委員

労災病院の院長の方が、不登校の児童生徒の中には、発達障がいのある子もいて、それに対処するためのいい薬が最近出てきており、医療的な配慮をすれば不登校にならなくて済む児童生徒がいる、とよくおっしゃっています。対策本部会議の中で、出席者として常に出席するという形でなくとも、どこかの回でオブザーバー的に出席していただき、会議の最後に意見をいただくような形とか、何らかの形で関わっていただくと、一つの対策になると思いますので、検討してみたいと思います。

○佐伯委員

先日、米子の小学校を訪問したのですが、その地区では、年に1回、1月ごろに中学校の生徒と中学校区の小学校の児童が話をする機会を設けている中、今年は小学校の6年生が大変な状況で、小学校から中学校にお願いして、その話す会を9月ごろにも実施されたそうです。中学生と小学生で5人程度のグループを作り、今の学級のことをどう思うか、自分はどう考えているか、といったことを少人数で話し合う場を作られたら、先生の言うことをなかなか聞かなくて大変な6年生が、コーディネートしてくれた中学生の2年生の言うことは割と素直に聞き、どう思うかという問いかけにも素直に答えていたそうでした。それが終わって以降、小学生の生活が少し改善してきたようで、更に1月に例年実施している中学校区での話をする会をすると、中学生になるのに向けて、自分たちの先輩がこんなことを考えている、こうしている、ということがわかってさらに不安が減ったようだとおっしゃっていました。

中学校に入学すると、小学校とは違って教科担任となり、同じ教員と一日中一緒とはならなくなったり、違う小学校から一緒になったために疎外感を持ってしまったりしますし、よく知っている集団ではわかっていた、触れてはいけないことやここまで言うてはいけないということが違う集団に入ることによって指導の間に合わない内に問題となってしまっていて、学校に行けなくなってしま

うということもあります。そういったことを把握しておき、対応するためには、小中一貫校ではなくても、中学校区でしっかりと連携をすることがとても大事だと感じました。

この中学校校区での中学生と小学生で話す機会は、教員が言うよりも、児童が話をよく聞いてくれたと言われていました。先ほどの報告の中で、中学校で新たに不登校となった生徒が多かったとおっしゃっていましたが、こういった事例、実践例を共有し、それぞれの学校、地区でこういう方法もあるのか、と広がっていけばいいと思いました。

○三橋いじめ・不登校等対策センター長

ありがとうございます。小中連携はかなり進んできているのですが、おっしゃったような、同年代の児童生徒での関わり等、中学校入学に向けた取組は、それぞれの学校の実態に応じて実施しており、まだまだ十分ではないと思います。

○中島委員長

いじめの問題と不登校の問題はセットで語られることが多いと思うのですが、いじめの問題と不登校の問題は、対応や改善に向けた動きに、違いはあるのでしょうか。

○三橋いじめ・不登校等対策センター長

いじめと不登校で、原因の違いや関わり方の違いはあるのですが、いずれも、子どもたちが困っている状況に、教員等の周囲の大人がどれだけ支援ができるかという点では同じことになると考えています。対策センターとしては、不登校となったり異変がおきたりしたことも、いじめが起きたことも、まずは早く、皆が情報を共有し、学校組織で動く、という形にしていくために、不登校の件も、いじめの件も、学校で動くための支援会議に集約して動けるような体制づくりを進めていきたいと考えております。

○中島委員長

いじめの問題は、家族や地域の問題が現象となって現れるということはあっても基本的には学校内の問題である一方、不登校の問題は、家庭的、社会的な問題といった学校外の問題であると言えると思います。こういった問題に、県教育委員会として、問題を認識しても、小中学校の問題で市町村教委が間にある中で、どう関わりを持っていけばいいかわからず、手をこまねくだけになってしまう感じもあるのではないかと思います。市町村教委との関わりの中で、できることは何か無いのでしょうか。

○三橋いじめ・不登校等対策センター長

先程申し上げた、支援会議の体制整備に向けて動いていることもその1つだと思います。また現在、アセスメントシートの作成を進めており、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも一緒になって、対象の児童生徒の環境面や特性的な部分を含めて見ていき、対応を検討するという流れを導入しようとしております。県教委としては、各市町村がそれぞれの実態に合わせて導入して進めていただけるように、色々と相談したり話をしているところです。

○中島委員長

おっしゃったアセスメントシートの導入具合は、市町村によって差があるということですか。

○三橋いじめ・不登校等対策センター長

はい、そうです。特にスクールソーシャルワーカーは市町村での配置となるため、関わり方も市町村によって違いがありますし、学校の組織体制づくりの進め方もそれぞれ市町村によって不十分な部分もありますので、そういった内容を整理し、県として提示していきたいと考えています。

○鱸委員

不登校の場合、学校内の問題と生活部分での問題があるのですが、生活部分の方には、教育委員会だけではなかなか入ってはいけないと思うのですが、知事部局の福祉保健部等と連携して何かすることはあるのでしょうか。

○三橋いじめ・不登校等対策センター長

まだ十分ではないのですが、連携しているところはあります。例えば、学校の中で家庭環境等について働きかけていただくスクールソーシャルワーカーについては、活動や育成等について、話をしながら動いています。また、学校での支援会議において、スクールソーシャルワーカーもそうですが、児童相談所等、福祉部局に協力していただいて実施しています。

○鱸委員

色々な事案がある中で、要対協（要保護児童対策地域協議会）まで入る案件にならないと動けない等、問題はあろうと思うのですが、特に困難な事例については、そうした連携がしっかりとできると、教員の負担の軽減にもつながると思いますので、そういった部分ももう少し進めていただければと思います。

○山本教育長

不登校の状況を分析すると、西部の中学校での出現率が低いということがわかりました。実態について聞いてみると、西部は医療からのアプローチが非常に盛んで、支援会議の中にも医療関係の方に入っていただく等していることが奏功しているとのことでした。西部でうまくいっているから、すぐに東部、中部でも同様に実施する、というのは環境的にも難しい部分もあるのですが、同じような方向に持っていけるような動きをしていきたいと考えています。

○鱸委員

西部は、療育分野の専門家が多いことでもありますし、医師会の中の小児部会が、常に大学と一緒にあって、そういうシステムを組もうとする流れがあるので、医療からのアプローチが非常に強いというのがあると思います。就学支援会議の中でも、西部の方が児童に関する評価の内容や対応の検討が深いように感じます。医療方面も、教育現場も、真剣にやり取りするので、時に言い分が対立するようなこともあります。問題がわかるという部分では、時にそういう食い違いが出てくるのも、悪いことではないと思います。

○中島委員長

報告事項サについてはいかがでしょうか。

○坂本委員

智頭の林業景観で選定された地域は、ちょうどNHKの「ダーウィンが来た」という番組で、モモンガの生息地域として紹介されたところですね。

○鱸委員

国の重要文化的景観や史跡に選定、指定されるのは、本当にいいことだと思います。今後、智頭等には人が少なくなったり住まなくなったりする地域があると思うのですが、選定、指定された後は、景観の保持に必要な具体的なことは、国がしてくれたり、支援金が出たりするようになるのでしょうか。

○片山文化財課長

林業は生業になりますので、直接的に国が何かしたり、直接的に支援したりするということはなかなか難しいのですが、例えば昔の林業鉄道の廃線を遊歩道として整備したり、その地域の特定物件となった建物の保存工事や環境整備によって観光利用につなげたりするものに対しては、一定の支援が受けられます。

○中島委員長

以上でよろしいでしょうか。

残りの報告事項は説明を省略することとしますが、よろしいでしょうか。では、以上で報告事項は終了します。

その他、各委員の皆さんから何かございましたら、発言をお願いします。

それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会とします。

次回の開催は12月27日です。よろしいでしょうか。（賛同の声）

皆さんご起立ください。以上で、本日の日程を終了します。お疲れ様でした。